



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

この調査票に記入された事項については、個別事業所の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。

平成29年派遣労働者実態調査(事業所票)

所在地

事業所名

(ふりがな)
記入者氏名

所属部署

電話番号 内線

主な事業の内容

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号

※ 貴事業所の所在地・名称に誤りがある場合には、赤色ボールペン等で訂正してください。

- (記入上の注意)
- この調査は、常用労働者が5人以上の事業所を対象としています。貴事業所に派遣労働者がいない場合であっても、回答が必要な問がありますので、この調査票に沿って回答をお願いします。
 - (注)又は11頁「参考 政令及び旧政令で定める業務の内容」を参照して記入してください。
 - この調査は**事業所を対象**としています。問1以外の質問は、貴事業所について記入してください。同一場所にある工場や店舗などを対象とし、他の場所にある支店や工場は含めません。ただし、店舗が2つのビルに分かれて営業している場合等で、人事・労務管理部門は1つである場合は、1つの事業所とします。
 - 特に断りのない限り、**平成29年10月1日**現在の状況について記入してください。
 - 貴事業所に「派遣先責任者」(注1)がいる場合は、できる限り派遣先責任者が記入してください。
 - 調査票は黒か青のボールペンで記入してください。
 - 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。
ただし、回答欄が **1 2 3** のように網掛けとなっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
 - 数字を記入する場合は、**右詰めで**記入してください。(記入例 **4:5**人)
 - 平成29年10月15日(日)**までに、同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご投函ください。

(注1) 「派遣先責任者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)に基づき、派遣労働者を受け入れる派遣先において、次に掲げる事項を行わせるため、選任が義務付けられているものです(労働者派遣法第41条、同施行規則第34条)。

- 労働者派遣法及び労働基準法等の適用に関する特例等により適用される法律の規定、派遣労働者に係る労働者派遣契約の定め並びに派遣元事業主から受けた通知の内容を、派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他関係者に周知すること
- 事業所単位の派遣可能期間変更通知に関すること
- 派遣先管理台帳の作成、記載、保存及び通知に関すること
- 派遣労働者から申し出を受けた苦情の処理にあたること
- 安全衛生に関すること(派遣先において安全衛生を統括管理する者及び派遣元事業主との連絡調整)
- その他、派遣元事業主との連絡調整に関すること

問1 貴事業所が属する企業全体(本社・支社・営業所・工場等を含む)の常用労働者数(注2)は何人ですか。

1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人	50～99人	30～49人	5～29人	官公営
1	2	3	4	5	6	7	8

(注2) 「常用労働者」とは、下記の①又は②に該当する労働者のことです。

- 期間を定めずに雇われている者
- 1か月以上の期間を定めて雇われている者
なお、以下の者についても、上記①又は②に該当していれば、常用労働者です。
 - 取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者
 - 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者
 - 短時間労働者(2頁の(注4)を参照してください。)

※派遣労働者について

- 貴事業所が派遣元事業所の場合、他の企業等に派遣中の労働者でも上記①又は②に該当すれば常用労働者に含めてください。(登録しているだけで労働契約のない者は含めません。)
- 貴事業所が派遣先事業所の場合、労働者派遣法に基づき、派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者は常用労働者に含めないでください。

A

ここからは貴事業所の状況についてお答えください。

問2 平成29年10月1日現在の貴事業所の状況についてお答えください。

※(1)の常用労働者数では、(2)の「臨時労働者」や「派遣労働者(受け入れ)」を除きます。また、他社から出向してきている労働者は、(1)、(2)ともに計上し、請負労働者(9頁の(注25)を参照してください。)は(1)、(2)ともに含めないでください。
貴事業所が派遣元事業所の場合は、派遣労働者として派遣中の労働者のうち、常用労働者に該当する者は(1)に計上しますが、(2)には含めないでください。派遣労働者として登録しているだけで労働契約のない者は、(1)、(2)ともに含めないでください。

(1) 問1で回答いただいた常用労働者のうち、貴事業所の常用労働者数は何人ですか。

						人
--	--	--	--	--	--	---

(2) 貴事業所で就業している労働者数等について下記の区分により分類してそれぞれお答えください。

該当する労働者がいない場合は「0」を記入してください。

		雇用期間の定め無し(注7)				雇用期間の定め有り(注8)					
一般労働者(注3)	男									6～7	
	女									8～9	
短時間労働者(注4)	男									10～11	
	女									12～13	
(人)											
臨時労働者(注5)	いる	1					男				15
	いない	2						女			
(人)											
(派遣受け入れ者)(注6)	いる	1					男				18
	いない	2						女			
(人)											

(注3) 「一般労働者」とは、常用労働者のうち、短時間労働者を除いた労働者(いわゆるフルタイム勤務の労働者)をいいます。

(注4) 「短時間労働者」とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいいます。(短時間正社員を含みます。)

(注5) 「臨時労働者」とは、常用労働者に該当しない労働者(労働契約の期間が日々又は1か月未満の労働者)をいいます。

(注6) 「派遣労働者(受け入れ)」とは、労働者派遣法に基づき派遣元事業所から派遣されている労働者をいいます。

(注7) 「雇用期間の定め無し」とは、特に雇用期間を設けずに雇われている場合をいい、定年までの場合を含めます。

(注8) 「雇用期間の定め有り」とは、1年契約、6か月契約など雇用期間を定めた労働契約により雇用されている場合をいいます。

問2(2)で「派遣労働者(受け入れ)」が「いる」とした場合は下の問3へ、「いない」とした場合は3頁問5へ

問3 貴事業所で雇用する労働者に次の諸手当等、各種制度を支給・実施していますか。

諸手当等、各種制度	①通勤手当	②賞与・一時金	③昇給	
支給・実施している	1	1	1	3頁問4へ
支給・実施していない	2	2	2	

※ 厚生労働省記入欄 (この欄の記入は不要です。)

①労働者数 (問2(2) 派遣労働者 男+女)	②抽出率	③抽出労働者数(①×②) (小数点以下四捨五入)	④調査対象労働者数 (③又は上限値(注))
	1/		

(注) 調査対象労働者数の上限は以下のとおり
事業所規模1,000人以上は20人
事業所規模5～999人は5人

問4 派遣労働者を就業させる主な理由を3つまで選んでください。

一時的・季節的な業務量の変動に対処するため	01
欠員補充等必要な人員を迅速に確保できるため	02
常用労働者数を抑制するため	03
雇用管理の負担が軽減されるため	04
社内を活性化するため	05
専門性を活かした人材を活用するため	06
自社で養成できない労働力を確保するため	07
軽作業、補助的業務等を行うため	08
勤務形態が常用労働者と異なる業務のため	09
その他	10

24

問6へ

問5 派遣労働者を受け入れない主な理由を3つまで選んでください。

派遣労働者の受入に関する事務処理が煩雑であるため	01
必要な職業能力を備えた派遣労働者をすぐに確保することが困難であるため	02
技能・技術、知識等が社内に蓄積しないため	03
派遣労働者の管理が困難・面倒であるため	04
安全衛生管理責任を果たすことが困難・面倒であるため	05
トラブルが増加することが予想されるため	06
費用がかかりすぎるため	07
派遣労働者を受け入れるより他の就業形態の労働者を採用しているため	08
今いる従業員で十分であるため	09
雇用調整を実施している状況であるため	10
その他	11

25

8頁問16へ

問6 貴事業所における派遣労働者の業務についてお答えください。

(1) 派遣労働者が就業している主な業務は何ですか。該当するものをすべて選んでください。業務の内容についての説明は11頁を参照してください。

(注9) 「政令で定める業務」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条で定めている、日雇労働者についての労働者派遣の禁止の制限を受けない業務をいい、18業務を定めています。問6の＜政令で定める業務＞に掲げる各番号は、政令第4条の号番号を表しています。

(注10) 「政令で定める業務以外」のうち、19から28の選択肢については、平成27年の労働者派遣法改正前の政令（以下「旧政令」といいます。）で定められていたいわゆる26業務（労働者派遣の期間制限を受けない業務）の一部です。

現在はこれらの業務を含め、原則すべての業務において、現行の労働者派遣法に基づく期間制限が設けられています。

＜政令で定める業務＞（注9）

1号 ソフトウェア開発	01
2号 機械設計	02
3号 事務用機器操作	03
4号 通訳、翻訳、速記	04
5号 秘書	05
6号 ファイリング	06
7号 調査	07
8号 財務処理	08
9号 取引文書作成	09
10号 デモンストレーション	10
11号 添乗	11
12号 受付・案内	12
13号 研究開発	13
14号 事業の実施体制の企画、立案	14
15号 書籍等の制作・編集	15
16号 広告デザイン	16
17号 OAインストラクション	17
18号 セールスエンジニアの営業、金融商品等の営業	18

＜政令で定める業務以外＞（注10）

－ 放送機器等操作	19
－ 放送番組等演出	20
－ 建築物清掃	21
－ 建築設備運転、点検、整備	22
－ 駐車場管理等	23
－ インテリアコーディネータ	24
－ アナウンサー	25
－ テレマーケティング	26
－ 放送番組等における大道具・小道具	27
－ 水道施設等の設備運転等	28
－ 営業（選択肢18・26を除く）	29
－ 販売	30
－ 一般事務	31
－ 介護	32
－ 医療関連業務	33
－ 物の製造	34
－ 倉庫・搬送関連業務	35
－ イベント・キャンペーン関連業務	36
－ その他（具体的業務名） []	37

26

「33 医療関連業務」を選んだ場合のみ、問6(2)、(3)にもお答えください。

(2) 「33 医療関連業務」の業務内容は次のうちどれですか。該当するものをすべて選んでください。

医師業務	01	助産師業務	05	診療放射線技師業務	09
歯科医師業務	02	看護師(准看護師を含む)業務	06	歯科技工士業務	10
薬剤師業務	03	管理栄養士業務	07	その他診療補助業務(注11)	11
保健師業務	04	歯科衛生士業務	08		

27

(注11) 「その他診療補助業務」とは、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、認定特定行為業務従事者が行う業務を指します。

(3) 「33 医療関連業務」は、どの事由に基づく労働者派遣ですか。該当するものをすべて選んでください。
(紹介派遣予定については8頁の(注24)を参照してください。)

紹介予定派遣	1	育児休業	3	へき地派遣(医師業務のみ)	5
産前産後休業	2	介護休業	4	省令に規定する診療所(注12)への派遣	6
その他	7				

28

(注12) 「省令に規定する診療所」とは、障害者支援施設、生活保護法に基づく救護施設・更正施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホームの各施設の中に設けられた診療所を指します。

問7 貴事業所において締結している労働者派遣契約の件数を、次の派遣業務ごとに、労働者派遣契約の契約期間の長さ別に記入してください。(注13) (記入は該当のあるもののみ行ってください。該当のないものは、空欄としてください。(問8についても同様です。))

	派遣業務	労働者派遣契約の契約期間									
		1日以内	2日以上 1週間以下	1週間を超え 30日以下	30日を超え 2か月以下	2か月を超え 3か月以下	3か月を超え 6か月以下	6か月を超え 1年以下	1年を超え 3年以下	3年を超える	期間の定め がない
政令で定める業務	1号 ソフトウェア開発	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
	2号 機械設計										
	3号 事務用機器操作										
	8号 財務処理										
	9号 取引文書作成										
	12号 受付・案内										
	13号 研究開発										
	その他										
政令で定める業務以外	テレマーケティング(旧政令5条第8号)										
	営業(問6(1)選択肢18・26を除く)										
	販売										
	一般事務										
	介護										
	医療関連業務										
	物の製造										
	倉庫・搬送関連業務										
	イベント・キャンペーン関連業務										
	その他										

(注13) 一つの契約で複数の派遣業務をそれぞれ複数の派遣期間で定めている場合は、その業務と期間の組み合わせごとに1件と数えてください。ただし、ここでいう契約とは、労働者派遣法第26条の要件を満たす個別契約を指します(問8についても同様とします)。

問8 問7で記入した労働者派遣契約の件数について、派遣業務ごとに、通算派遣期間の長さ別に記入してください。

	派遣業務	通算派遣期間 (注14) (注15)									
		1日以内	2日以上 1週間以下	1週間を超え 30日以下	30日を超え 2か月以下	2か月を超え 3か月以下	3か月を超え 6か月以下	6か月を超え 1年以下	1年を超え 3年以下	3年を超える	期間の定め がない (注16)
政令で定める業務	1号 ソフトウェア開発	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
	2号 機械設計										
	3号 事務用機器操作										
	8号 財務処理										
	9号 取引文書作成										
	12号 受付・案内										
	13号 研究開発										
	その他										
政令で定める業務以外	テレマーケティング(旧政令5条第8号)										
	営業(問6(1)選択肢18・26を除く)										
	販売										
	一般事務										
	介護										
	医療関連業務										
	物の製造										
	倉庫・搬送関連業務										
	イベント・キャンペーン関連業務										
	その他										

(注14) 「通算派遣期間」とは、労働者派遣契約を継続して更新した場合の契約期間の合計をいいます。労働者派遣契約を継続して更新していない場合は、現在の契約期間をいいます。

「継続して更新」には、派遣労働者の受入を中止していた期間がある場合であってもその期間が3か月以下の場合を含めます。

(注15) 通算派遣期間を算出する場合は、以下の2点にご注意ください。

・労働者派遣契約の終了の日から次の労働者派遣契約の開始の日までの期間(契約期間外の期間)は通算派遣期間には含めません。

・同一の「組織単位」(※)での就業が続く場合を組織単位ごとに1件として数え、当該労働者派遣契約の期間を合計してください。

※ 「組織単位」とは、いわゆる「課」や「グループ」など、業務としての類似性、関連性があり、組織の長が業務配分、労務管理上の指揮監督権限を有するものです。

※平成29年10月1日現在で平成27年労働者派遣法改正法の施行(平成27年9月30日)前に締結された派遣契約に基づき働いている場合は、同一の「業務」での就業が続く場合に通算してください。

(注16) 問7で「期間の定めがない」に記入をした場合は、問8でも「期間の定めがない」に記入してください。

問9 3年前(平成26年10月)と比べ、就業する派遣労働者の数はどう変化しましたか。

増加した	減少した	変化なし
1	2	3

389

その人数を選んでください。

1～4人	5～9人	10～19人	20人以上
1	2	3	4

390

問10 選任している派遣先責任者は何人ですか。(派遣先責任者については1頁注1を参照してください。)

--	--

人

391

問11 貴事業所が派遣労働者に講じている取組及び派遣労働者等の待遇についてお答えください。

- (1) 貴事業所が過去1年間(平成28年10月1日～平成29年9月30日)に派遣労働者に対して行った教育訓練・能力開発に該当するものを次の1～4の中から**すべて**選んでください。行っていない場合は5を選んでください。

働きながら行う教育訓練・能力開発(OJT)(注17)を行った	1
外部の講師を招いて教育訓練・能力開発を行った	2
教育訓練機関(事業所以外の場所)で教育訓練・能力開発を行った	3
派遣元が実施する教育訓練・能力開発への便宜を図った	4
派遣労働者に対しては教育訓練・能力開発を行っていない	5

392

(注17)「働きながら行う教育訓練・能力開発(OJT)」とは、日常の業務に就きながら行われる教育訓練で、訓練の対象者、教育担当者、期間及び内容を具体的に定め、計画的に実施するものをいい、単に仕事の手順を教えるだけのものは含めません。

- (2) 貴事業所において次の①～③の福利厚生施設を用意していますか。また、派遣労働者等にも利用の機会を与えているものはありますか。

貴事業所で雇用する労働者・派遣労働者間で食費に関する負担額が異なる場合でも、派遣労働者に給食施設の利用の機会を与えていれば、1を選んでください。

福利厚生施設	用意している		用意していない
	派遣労働者は利用できる	派遣労働者は利用できない	
①給食施設(食堂)	1	2	3
②休憩室	1	2	3
③更衣室	1	2	3

393

394

395

問12 貴事業所には、過半数労働組合(注18)はありますか。また、過半数労働組合が無い場合、過半数代表者(注19)がいますか。

(注18)「過半数労働組合」とは、この調査では労働者の過半数で組織する労働組合をいいます。

(注19)「過半数代表者」とは、この調査では労働者の過半数を代表する者であって、労働者派遣法第40条の2に基づき、事業所単位の期間制限による3年の派遣可能期間を延長する場合に事業所が意見を聴く対象者をいいます。

過半数労働組合がある	過半数労働組合がない		わからない
	過半数代表者がいる	過半数代表者がいない	
1	2	3	4

396

過半数代表者はどのような方法で選出されていますか。

投票	挙手	労働者の話し合い	持ち回り決議	その他	わからない
1	2	3	4	5	6

397

問13 貴事業所における派遣可能期間の延長についてお答えください。

- (1) 貴事業所では、平成27年労働者派遣法改正法の施行(平成27年9月30日)後に締結された労働者派遣契約について、その派遣可能期間を延長するため、過半数労働組合又は過半数代表者に意見を聴取しましたか。

労働者派遣契約がすべて平成27年9月29日以前に締結された労働者派遣契約である場合には3を選んでください。

平成27年9月30日以降に締結している労働者派遣契約について		労働者派遣契約が <u>すべて</u> 平成27年9月29日以前に締結
意見聴取をした	意見聴取をしていない	
1	2	3

398

7頁問14へ

延長のための意見聴取をしていないのはなぜですか。予定も含め、該当するものをすべて選んでください。

一時的・季節的な業務量の変動に対処するために受け入れているため	01
欠員補充等のために受け入れており、人員が確保できた(できる予定の)ため	02
常用労働者数を増やす(予定の)ため	03
受け入れていた派遣労働者を直接雇用する(予定の)ため	04
無期雇用派遣労働者など期間制限のない派遣労働者を受け入れる(予定の)ため	05
派遣労働者に行かせていた専門性の高い業務の必要性がなくなった(なくなる予定の)ため	06
派遣労働者に行かせていた軽作業、補助的な業務等の必要性がなくなった(なくなる予定の)ため	07
派遣労働者に行かせていた勤務形態の異なる業務の必要性がなくなった(なくなる予定の)ため	08
短期間の空白期間を空けて派遣受入期間の規制がかからないようにする(予定の)ため	09
派遣可能期間の終了までまだ時間があるため対応を検討中	10
意見聴取が必要であることを知らなかったため	11
その他	12

399

(1)において、「1」(意見聴取をした)を選択した方のみ次の(2)、(3)及び(4)の設問にお答えください。

7頁問14へ

- (2) 意見聴取の結果、過半数労働組合又は過半数代表者から異議はありましたか。また、派遣期間を延長しましたか。

異議が無かったため、派遣可能期間を延長した	異議があった				その他
	当初の予定通り期間を延長した	期間を変更して延長した	延長しなかった	対応を検討中	
1	2	3	4	5	6

400

- (3) 意見聴取をしたのは、主にどのような業務において派遣可能期間の延長が必要だったからですか。該当するものをすべて選んでください。(3頁注9及び注10を参照して記入してください。)

<政令で定める業務> (注9)

1号 ソフトウェア開発	01
2号 機械設計	02
3号 事務用機器操作	03
4号 通訳、翻訳、速記	04
5号 秘書	05
6号 ファイリング	06
7号 調査	07
8号 財務処理	08
9号 取引文書作成	09
10号 デモンストレーション	10
11号 添乗	11
12号 受付・案内	12
13号 研究開発	13
14号 事業の実施体制の企画、立案	14
15号 書籍等の制作・編集	15
16号 広告デザイン	16
17号 OAインストラクション	17
18号 セールスエンジニアの営業、金融商品等の営業	18

<政令で定める業務以外> (注10)

放送機器等操作	19
放送番組等演出	20
建築物清掃	21
建築設備運転、点検、整備	22
駐車場管理等	23
インテリアコーディネータ	24
アナウンサー	25
テレマーケティング	26
放送番組等における大道具・小道具	27
水道施設等の設備運転等	28
営業(選択肢18・26を除く)	29
販売	30
一般事務	31
介護	32
医療関連業務	33
物の製造	34
倉庫・搬送関連業務	35
イベント・キャンペーン関連業務	36
その他(具体的業務名) []	37

401

- (4) 意見聴取をしたのは、どのような理由で派遣可能期間の延長が必要だったからですか。該当するものをすべて選んでください。

一時的・季節的な業務量の変動に対処するため	01
欠員補充等必要な人員を迅速に確保できるため	02
常用労働者数を抑制するため	03
雇用管理の負担が軽減されるため	04
社内を活性化するため	05
専門性を活かした人材を活用するため	06
自社で養成できない労働力を確保するため	07
軽作業、補助的業務等を行うため	08
勤務形態が常用労働者と異なる業務のため	09
その他	10

402

を次の1～6の中から**すべて**選んでください。中途解除したことがなければ7を選んでください。

403

中途解除の際に、派遣労働者の雇用の安定を図るためにどのような措置を取りましたか。
該当するものを次の1～4の中から**すべて**選んでください。特段対応しなかった場合は5を選んでください。

404

(注20)「労働者派遣契約を中途解除した」とは、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行ったことをいいます。

問15 (1) 過去1年間(平成28年10月1日～平成29年9月30日)に派遣労働者から苦情の申し出を受けたことがありますか。

8頁問16

苦情の申し出を受けた件数はいくつですか。一人の派遣労働者からの1個の苦情内容を1件として数えてください。

件

(2) 苦情の内容で該当するものをすべて選んでください。

407

(3) 苦情の解決(注21)状況(注22)を選んでください。

408

(注21)「苦情の解決」とは、当事者本人の了解や納得を得られれば解決したとします。

(注22) 「苦情の解決状況」とは、苦情の発生件数に対する苦情の解決した件数の割合をいいます。

すべての事業所がお答えください。

問16 (1) 貴事業所が受け入れた派遣労働者を正社員に採用する制度(注23)はありますか。なお、この調査でいう「正社員」とは、常用労働者であって、貴事業所において正社員、正職員としている者をいいます。

制度がある	制度がない
1	2

409

(注23) 「正社員に採用する制度」は、この調査では就業規則等で制度として定められている場合に限りです。制度として定められていなくとも、仕事の実績等を勘案して正社員に採用する慣行がある場合は、2を選んでください。

(2) 過去1年間(平成28年10月1日～平成29年9月30日)に派遣労働者を正社員に採用したことはありますか。上記(1)の制度の有無に関わりなく実績をお答えください。

採用した	採用していない
1	2

410

(3) 過去1年間(平成28年10月1日～平成29年9月30日)に派遣労働者を正社員以外(パート、アルバイト、契約社員等)に採用したことはありますか。上記(1)の制度の有無に関わりなく実績をお答えください。

採用した	採用していない
1	2

411

問17 (1) 紹介予定派遣(注24)の制度を利用したことがありますか。

ある	ない	
	制度を知っている	制度を知らない
1	2	3

412

9頁問18(1)へ

問17(3)へ

(2) 過去1年間(平成28年10月1日～平成29年9月30日)の紹介予定派遣の利用状況についてお答えください。

① 紹介予定派遣で派遣として働いたことのある派遣労働者は何人ですか。

② 紹介予定派遣を経て直接雇用に結びついた労働者は何人ですか。

男					人
女					人

413～414

男					人
女					人

415～416

(3) 紹介予定派遣を今後利用しますか。

利用する予定である	検討中である又は検討してみたい	利用の予定はない	わからない
1	2	3	4

417

(注24) 「紹介予定派遣」とは、労働者派遣のうち、派遣元事業主が派遣労働者及び派遣先に対して職業紹介を行うことを予定しているものをいいます。紹介予定派遣は、一定の労働者派遣の期間を経て直接雇用に移行することを念頭に行われるものであり、労働者派遣の期間中に、派遣労働者は派遣先における業務が自分に合うかどうか等を確認し、派遣先は労働者の業務遂行能力等が直接雇用するのに相応しいかどうか等を確認した上で、あっせんを経て双方が合意した場合に直接雇用に移行することができます。

ただし、派遣先及び派遣労働者の求人・求職の意思等を確認して職業紹介が行われるものであり、当該意思等の如何によっては職業紹介が行われないこともあります。また、職業紹介の結果、派遣労働者が派遣先に採用されないこともあります。

問18 (1) 貴事業所に請負労働者(注25)はいますか。

いる	いない
1	2

418

問18(2)へ

① 物の製造(注26)を行っている請負労働者はいますか。

いる	いない
1	2

419

問18(2)へ

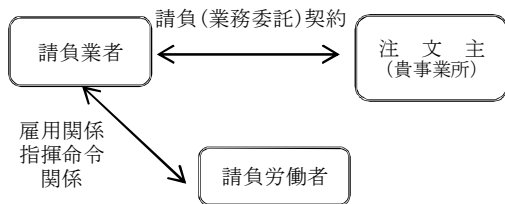
② 平成29年10月1日現在で物の製造を行っている請負労働者は何人ですか。

男					人
女					人

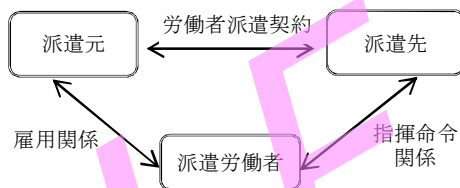
420～421

(注25) 「請負労働者」とは、請負業者が雇用する労働者であり、請負業者の指揮命令を受けて業務を遂行します。
労働者派遣との違いは、注文主との間に指揮命令関係が生じないという点にあります。

< 請負（業務委託） >



< 労働者派遣 >



(注26) 「物の製造」とは、物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいいます。物の製造を行っている請負労働者とは上記の作業に携わる労働者をいいます。

(2) 平成29年10月1日現在の請負契約(貴事業所において行われる業務に限る)による発注の量について、今後(平成30年～32年の3年間に)どのような見通しを持っていますか。問18(1)で請負労働者が「いない」を選んだ場合、新たに請負を活用する予定があれば1を選び、請負を活用する予定がなければ2を選んでください。

増やす	変更しない	減らす	発注をやめる	未定
1	2	3	4	5

422

問19 次に掲げる種類の労働者の割合を、今後(平成30年～32年の3年間に)変更する方針がありますか。
労働者の種類別にお答えください。

労働者の種類	割合を増やす (注27)	割合を変えない	割合を減らす	現在いないが、今後も 活用の予定はない	未定
正社員	1	2	3	4	5
正社員以外の直接雇用 関係のある労働者	1	2	3	4	5
派遣労働者	1	2	3	4	5

(注27) 「割合を増やす」には、調査期日現在、該当の種類の労働者はいないが、今後活用する予定のある場合を含めます。

423～425

問20 派遣元から派遣労働者の均衡待遇の推進に必要な次の貴事業所内の労働者に係る①～⑤の情報の提供を求められたことがありますか。また、求められた情報を提供しましたか。

情報の種類	提供を求められたことがある		提供を求められたことがない
	提供した	提供しなかった	
①同種の業務に従事する労働者の賃金水準	1	2	3
②教育訓練	1	2	3
③福利厚生	1	2	3
④派遣労働者の職務の評価 (成果・意欲・能力等)	1	2	3
⑤その他	1	2	

国税庁から指定された13桁の法人番号を記入してください。

法人番号												

- ・商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」を記入しないようご注意ください。
- ・法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、支店や事業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。
- ・個人事業主の事業所については、無記入のままで結構です。
- ・マイナンバー(個人番号)の記入はしないでください。

統計の目的以外には使用しませんので、法人番号の記入にご協力ください。

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

平成29年10月15日(日)までに、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて投函してください。

＜政令で定める業務＞

1号(ソフトウェア開発) 電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守(これらに先行し、後続し、その他これらに関連して行う分析を含む。)又はプログラム(※1)の設計、作成若しくは保守の業務 2号(機械設計) 機械等(※2)又は機械等により構成される設備の設計又は製図(現図製作を含む。)の業務 3号(事務用機器操作) 事務用機器(※3)の操作の業務 4号(通訳、翻訳、速記) 通訳、翻訳又は速記の業務 5号(秘書) 法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的地位にある者の秘書の業務	16号(広告デザイン) 商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務(建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務(労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。))を除く。) 17号(OAインストラクション) 事務用機器(※3)の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用方法又はプログラム(※1)の使用方を習得させるための教授又は指導の業務 18号(セールスエンジニアの営業、金融商品の営業) 顧客の要求に応じて設計(構造を変更する設計を含む。))を行う機械等(※2)若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム(※1)又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品(金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号)第2条第1項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。))に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約(これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下同じ。))についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務
＜政令で定める業務以外のうち、旧政令で定める業務＞ (放送機器等操作) 映像機器、音声機器等の機器であって、放送番組等(※5)の制作のために使用されるものの操作の業務 (放送番組等演出) 放送番組等(※5)の制作における演出の業務(一の放送番組等の全体的形成に係るものを除く。) (建築物清掃) 建築物における清掃の業務 (建築設備運転、点検、整備) 建築設備(※6)の運転、点検又は整備の業務(法令に基づき行う点検及び整備の業務を除く。) (駐車場管理等) 建築物に設けられ、又はこれに附属する駐車場の管理の業務その他建築物に入りし、勤務し、又は居住する者の便宜を図るために当該建築物に設けられた設備(建築設備(※6)を除く。))であって当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理の業務(上記の「建築物清掃」を除く。) (インテリアコーディネータ) 建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務(労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。) (アナウンサー) 放送番組等(※5)における高度の専門的知識、技術又は経験を必要とする原稿の朗読、取材と併せて行う音声による表現又は司会の業務(これらの業務に付随して行う業務であって放送番組等の制作における編集への参画又は資料の収集、整理若しくは分析の業務を含む。)) (テレマーケティング) 電話その他の電気通信を利用して行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務 (放送番組等における大道具・小道具) 放送番組等(※5)の制作のために使用される舞台背景、建具等の大道具又は調度品、身辺装飾用品等の小道具の調達、製作、設置、配置、操作、搬入又は搬出の業務(労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。) (水道施設等の設備運転等) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する水道施設の消毒設備その他の設備、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道若しくは同条第5号に規定する都市下水路の消化設備その他の設備若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(同項に規定するごみ処理施設にあっては、1日当たりの処理能力が10トン以上のものに限る。))の焼却設備その他の設備の運転、点検若しくは整備の業務(高度の専門的知識、技術又は経験を必要とする運転、点検又は整備の業務に限る。))又は非破壊検査用の機器の運転、点検若しくは整備の業務	

- *各号番号は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条の号番号を表します。
- ※1 電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの。
- ※2 機械、装置又は器具(これらの部品を含む。))。
- ※3 電子計算機、タイプライター又はこれらに準ずる事務用機器。
- ※4 旅行業法(昭和27年法律第239号)第12条の11第1項に規定する旅程管理業務(旅行者に同行して行うものに限る。))又は同法第4条第1項第4号に規定する企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務。
- ※5 放送法第2条第1号に規定する放送、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第2条に規定する有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されているもの。
- ※6 建築基準法第2条第3号に規定する建築設備。